

農道における車両の通行に関する措置について (対象範囲のイメージ)

農業用道路
(農道)

基幹的農道：主に基幹農道で整備

農産物の集出荷や市場への輸送等の農業用の利用を主体に、農村の社会生活活動にも利用される農村地域の基幹的な農道

ほ場内農道

農業生産活動に主に利用される農道

幹線農道：主に一般農道で整備

集落とほ場、ほ場間、ほ場と基幹的農道等を結ぶ農道

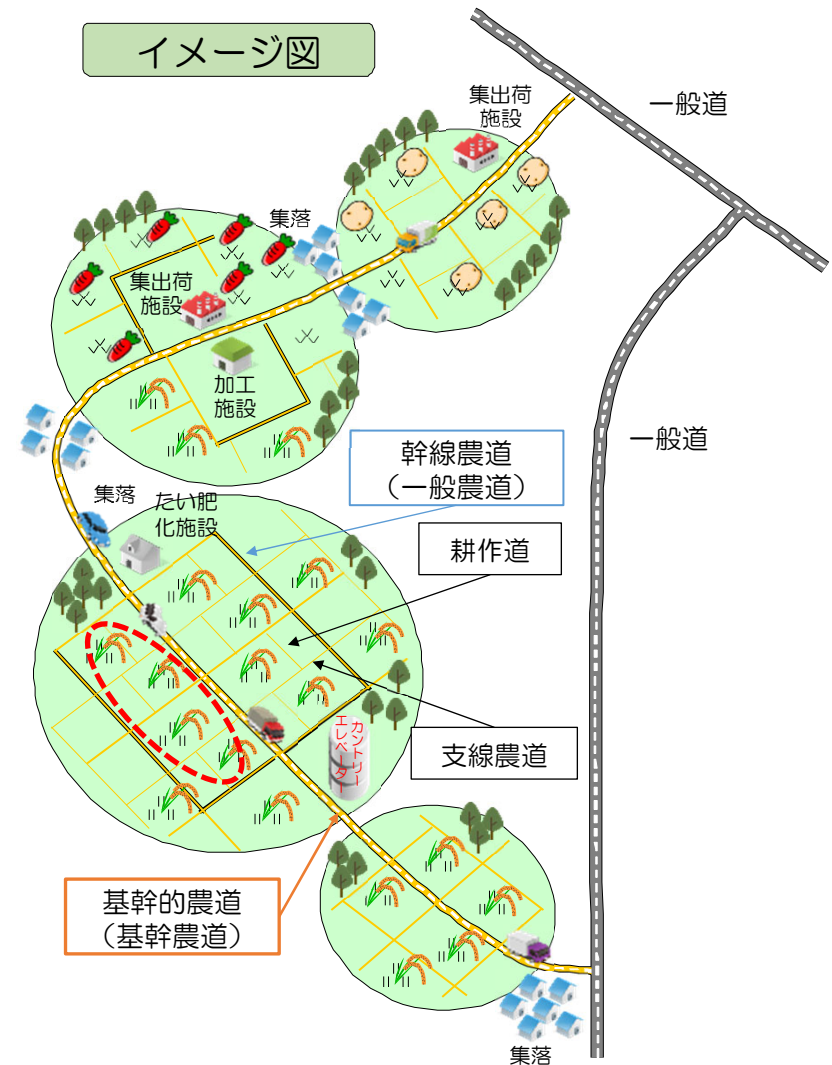
支線農道

幹線から分岐し、ほ区、耕区に連絡する農道

耕作道

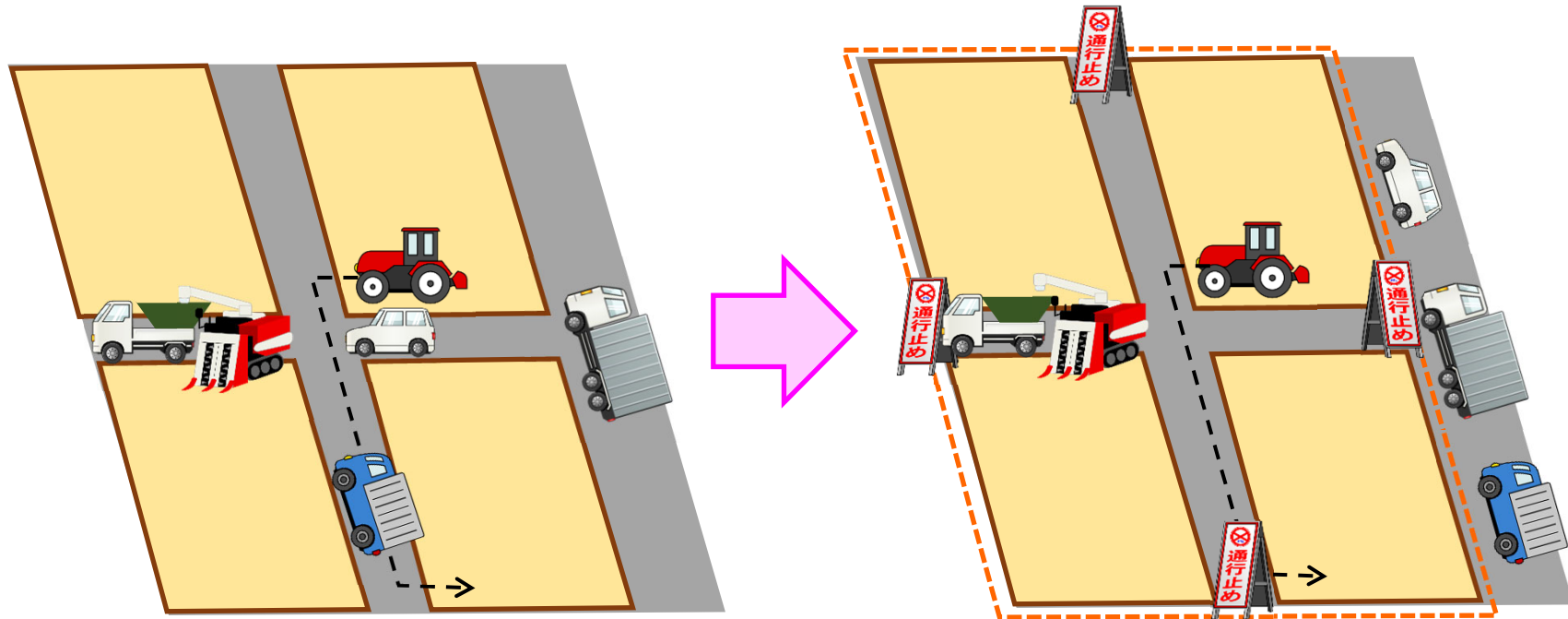
耕区境界、耕区内の農道

※支線農道、耕作道は主にほ場整備事業等で一体的に整備



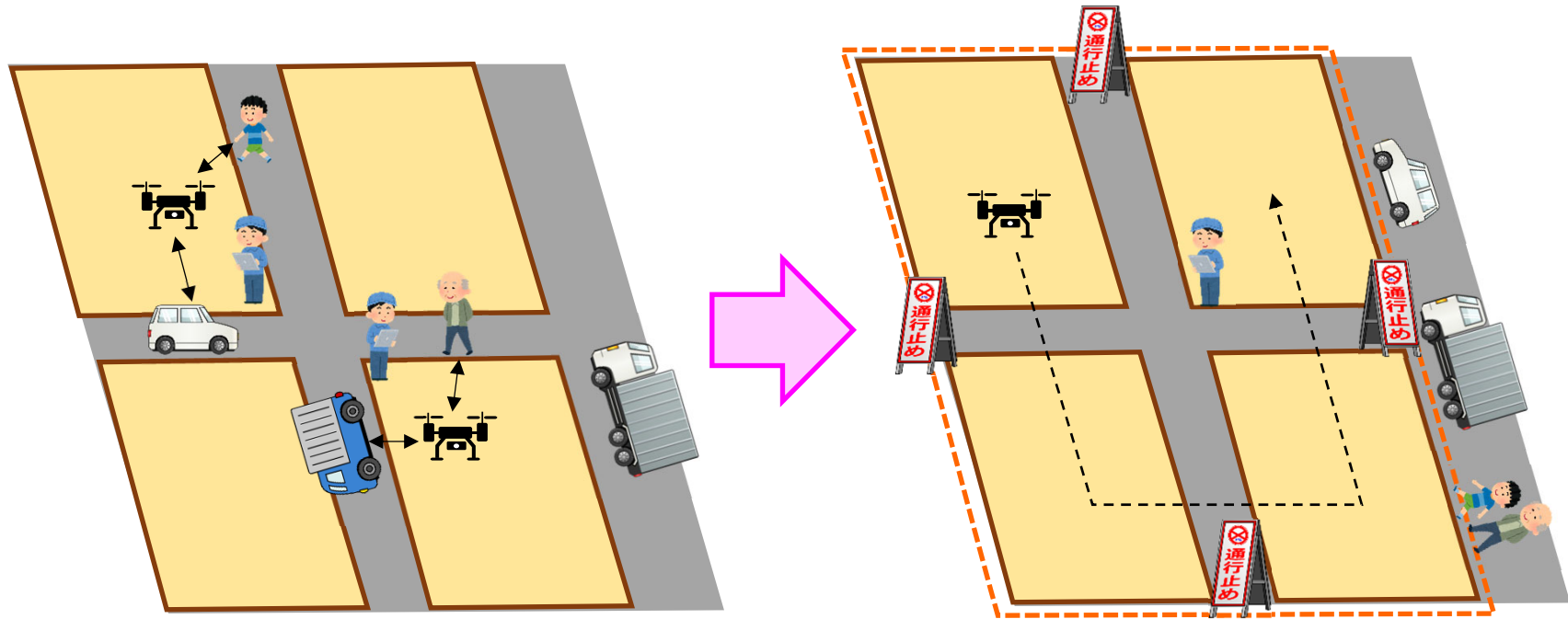
支線農道、耕作道等の一般交通量が少なく、通行制限の影響が少ないもの

農道における車両の通行に関する措置について (想定される活用のイメージ①)



- 耕うん、播種、収穫等のためにトラクター、コンバイン等の農業機械が圃場間の農道を頻繁に往来する時期に、一時的に通行の制限を実施。
- 制限区間内は一般車両や歩行者の通行が制限されるため、農業機械の圃場間移動(田植機や大型コンバイン等、制度上の理由から公道走行ができない車両を含む)や農道上で行う作業等を円滑に行うことが可能。

農道における車両の通行に関する措置について (想定される活用のイメージ②)



- ドローンによる農薬・肥料散布、リモートセンシング等を行う際に、一時的に通行の制限を実施。
- 制限区間内は一般車両や歩行者の通行が制限されるため、圍場境界を気にせずにドローンを飛行させることができ、作業を円滑に行うことが可能。

※ ドローンで農薬や肥料等の散布を行う場合、航空法に基づく承認が必要となります。
また、人口集中地区等でドローンを飛行させる場合や目視外、夜間飛行等を行う場合にも航空法に基づく許可・承認が必要となります。

農道における車両の通行に関する措置について (必要な手続きのイメージ)

A 措置の活用を希望する者

- ① 農業機械やドローン等を効率的に運用するため、ほ場に隣接する農道の通行止め等の措置を希望する場合、農道管理者に事前に相談し、申請。

(申請内容)

- ・作業内容
- ・対象としたい農道の区間
- ・希望する措置の具体的な内容
- ・措置の期間 等

- ③ 決定内容に基づき、措置を実施。
必要に応じて農道管理者に完了報告。

① 相談・申請

② 決定通知

③ 措置実施

B 農道管理者（市町村・土地改良区等）

- ② 申請内容を確認し、農道利用者の安全を確保するために必要な措置の内容を決定。
希望者に通知するとともに、必要に応じて都道府県公安委員会、管轄の警察署に情報提供。

(通知内容)

- ・通行止め等の措置の具体的な実施方法
(看板、柵の設置、人員の配置等)
- ・措置の実施者
- ・措置の期間 等

- ③ 決定内容に基づき、措置を実施。

(措置を活用する際の留意点)

- 【②について】 申請された農道に信号機や道路標識があるなど、一般交通への影響が大きいと判断される場合は、道路管理者が都道府県公安委員会に意見聴取を行い、意見を踏まえた上で措置の内容を決定。
なお、初めて本措置を活用する箇所についても、事前に都道府県公安委員会に確認することが望ましい。
- 【③について】 措置の実施に当たっては、通知された措置が適切にとられていることを農道管理者及び措置を活用する者の双方で確認した上で行うことが望ましい。
措置の実施中に万が一事故等が生じた場合、速やかに農道管理者及び関係機関に報告。

農道における車両の通行に関する措置について
(農道管理者に提出する申請書の標準例)

【別添】

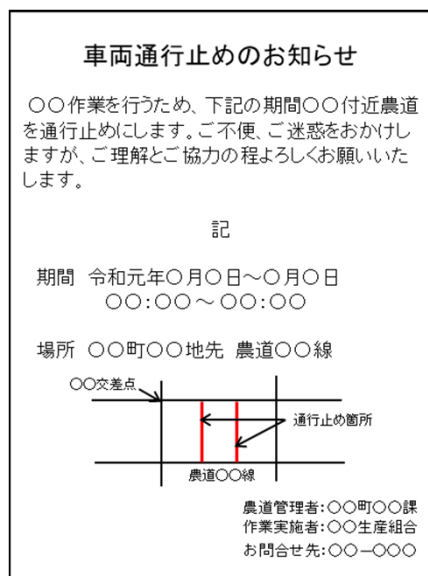
農道における車両の通行に関する措置申請書				
年 月 日				
農道管理者 殿				
住所 申請者 氏名				
措置の目的 (作業内容)				
場所及び区間				
期 間				
措置の内容				
現 場 責任者	住 所			
	氏 名		電 話	
第 号				
農道における車両の通行に関する措置決定書				
上記のとおり措置を決定する。ただし、次の条件に従うこと。				
令和 年 月 日 農道管理者				
完了報告日				

概 要 図	

農道における車両の通行に関する措置について (具体的な実施の例)

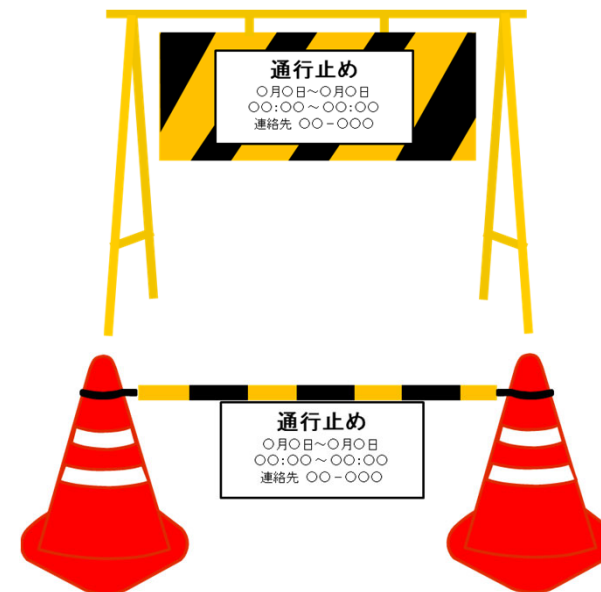
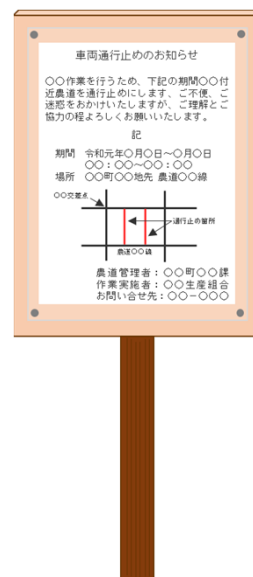
- 通行制限を行う際には、安全の確保と措置活用による農作業の効率向上の両立に向けて、普段の通行状況に応じて、過不足のない適切な対応とすることが重要
- 例えば、支線農道等の、舗装され普段から地域住民や一般車両の通行に利用されている区間では、混乱が生じないための地域住民への事前周知、誤進入防止の柵、看板の設置などの措置を想定
- 一方、耕作道等の、砂利道で普段から地域住民や一般車両の通行がほとんどない区間では、パイロンとバーによる通行止めの明示などの比較的簡易な措置を想定

地域住民への事前周知



市町村の公報への掲載、掲示板への貼りだし等により、地域住民に事前周知

作業時の通行制限の措置



制限区間の出入り口に、制限の期間・連絡先等の掲示、通行止め看板や進入防止柵の設置等を行い、事故が起こらないように十分に安全を確認しながら作業

「農道における車両の通行に関する措置」実施事例（兵庫県養父市）

○兵庫県養父市能座区において、営農者がドローンを使用して防除作業を行うにあたり、ドローンの効率的な圃場間移動のため、作業エリアを対象に措置を実施

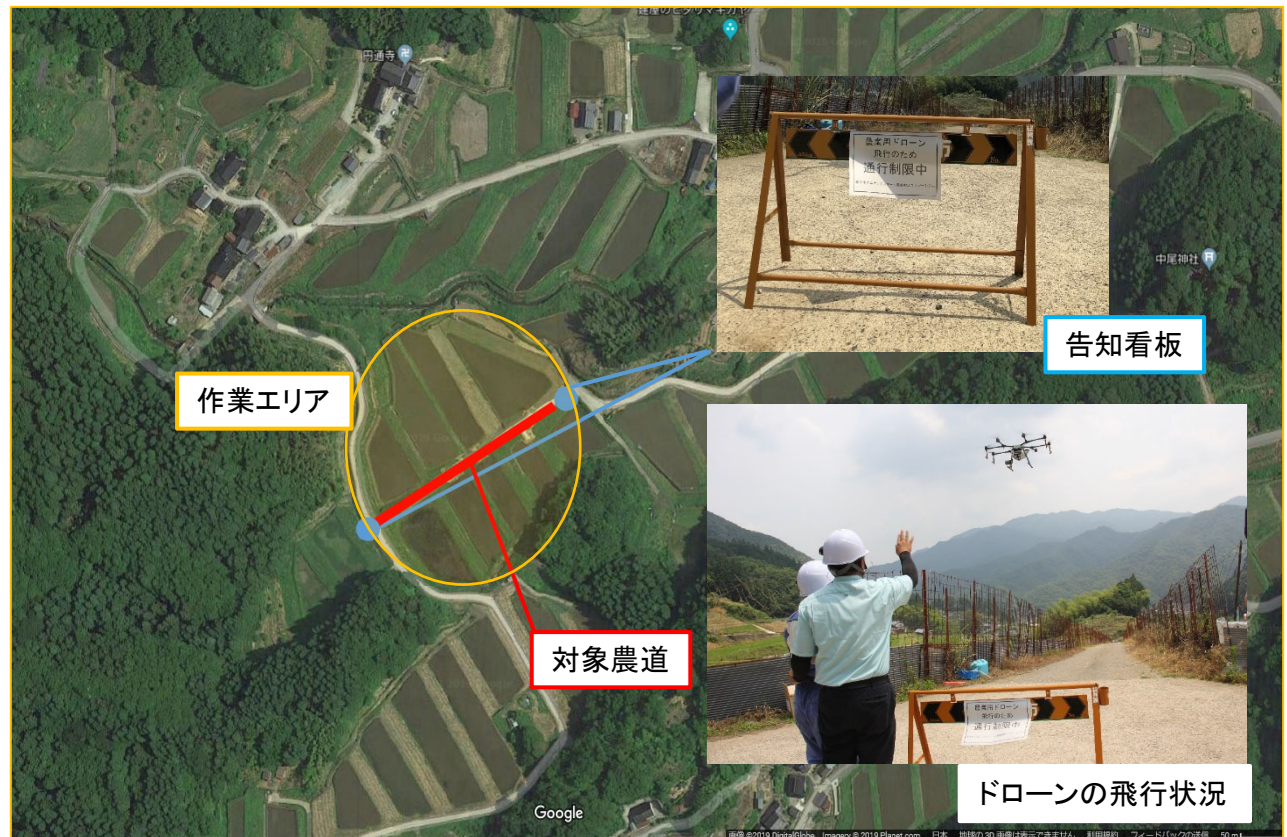
※航空法に基づき、第三者及び第三者の物件との間に距離（30m）を保って飛行させなければならないが、措置の実施によって第三者等の侵入を防止することで、ドローンの飛行に関する制限を軽減

○必要な措置として、措置対象エリアの出入り口に告知の看板等を設置

○対象農道を走行する可能性が高い地域の農業者等には防災行政無線等により事前に周知

【調整経緯】

- 6/13 作業実施者（営農者）から能座区に対して事前協議
- 6/13 養父市が養父警察署に事前の情報提供
- 6/18 能座区が措置を了承
- 6/18 実施者が養父市（農道の登記名義人）に措置の申請
- 6/20 養父市が実施者に許可
- 6/20 実施者及び能座区長が区内放送（防災行政無線）で実施について周知
- 6/21 9:00
実施者が対象農道に告知看板を設置
- 6/21 10:00～12:00
実施者が措置を実施



「農道における車両の通行に関する措置」実施事例（富山県富山市）

- 富山県富山市水橋石政地区における遠隔監視による自動走行農機の実演にあたり、農道及び市道の通行止めを実施
- 農道の通行止めについては管理者の土地改良区との間で手続きをし、道路使用許可申請の際に富山県公安委員会に情報共有
- 事前に通行止めの場所、期間を地域住民に周知し、措置対象エリアの出入り口に進入防止柵及び通行止め看板を設置

農道における車両の通行に関する措置決定通知書	
富山県富山農林振興センター 所 長 〇〇〇〇 殿 令和2年9月30日 道路管理者 〇〇〇〇 土地改良区 理事長 〇〇〇〇 連 絡 先 〇〇〇〇	
場所及び区間	富山市水橋石政地区内
期 間	令和2年10月8日～22日 (内、4日間程度 午前9時から午後4時まで) 日程決定後、速やかに関係者および地域住民へ周知すること
措置の内容	概要図に表示する区間を上記期間通行止めとする。 申請者は、事前周知案内により地域住民に周知を行うとともに、概要図に示す位置に通行止め看板、侵入防止柵を設置すること。設置状況については写真等で記録すること。 また、天候等による日程変更が生じる場合には、速やかに関係機関および地域住民への周知を行うこと。 作業中は、作業者および補助者が状況を確認しながら、安全に十分に配慮して作業を実施すること。
その他 関連事項	期間中に事故等が発生した場合は、上記連絡先および必要に応じて関係機関に速やかに第一報を入れるとともに、事故の発生状況、対応状況等を書面により提出すること。 作業後、通行止めを解除した時には、速やかに農道管理者に措置の完了を報告すること。なお本件の場合、数日間の通行止めを予定していることから、その都度、報告すること。

管理者(土地改良区)からの決定通知書

地域住民の皆様へ																
市道および農道の通行止めのお知らせ 詳細案内																
すでにご連絡させていただいております市道および農道の通行止めに関して、詳細事項のご案内です。 令和2年10月20日、22日の2日間でご案内しておりました通行止めについて、10月20日～22日の3日間に変更いたします。ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 なお、当日は多くの関係者が参加する予定にしております。地域の皆様にはご迷惑をおかけしないよう十分に配慮するようにいたします。																
記 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>日 程</th> <th>内 容</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和2年10月20日(水)</td> <td>最終確認</td> <td rowspan="3">(小・中・現地設営等)</td> <td rowspan="3">9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>10月21日(木)</td> </tr> <tr> <td>10月22日(金)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実演会</td> <td>第1部: マスコミ対象</td> <td rowspan="2">第2部: 関係機関対象</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> (雨天順延)			期 間	日 程	内 容	時 間	令和2年10月20日(水)	最終確認	(小・中・現地設営等)	9:00～16:00	10月21日(木)	10月22日(金)	実演会	第1部: マスコミ対象	第2部: 関係機関対象	
期 間	日 程	内 容	時 間													
令和2年10月20日(水)	最終確認	(小・中・現地設営等)	9:00～16:00													
	10月21日(木)															
	10月22日(金)															
実演会	第1部: マスコミ対象	第2部: 関係機関対象														
場 所 水橋石政地区内(水橋石政公民館周辺) 内 容 遠隔監視下における自動走行農機実演																
農道管理者: 〇〇〇〇 土地改良区 地域関係者: 富山県富山農林振興センター お問合せ先: 〇〇〇〇																

地域住民への周知



通行止め看板の設置状況